

（緊急制動表示灯）

第47条の2 保安基準第41条の4第4項及び細目告示第61条の2第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。

2 次の自動車については、細目告示第139条の2第3項第6号、第7号及び第9号並びに別添52 4. 24. 8. 3. 1.、4. 24. 8. 3. 2. 及び4. 24. 10. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第139条の2第3項第6号、第7号及び第9号並びに別添52 4. 24. 8. 3. 1.、4. 24. 8. 3. 2. 及び4. 24. 10. 2. の規定に適合するものであればよい。

一 平成29年8月31日（立席を有するものにあつては平成30年1月31日）以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が12トンを超えるもの（平成26年11月1日（立席を有するものにあつては平成28年2月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車（平成26年10月31日（立席を有するものにあつては平成28年1月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

二 平成30年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が5トンを超え12トン以下のもの（平成28年2月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成28年1月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

三 平成29年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が5トン以下のもの（平成27年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成27年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

四 平成29年8月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が22トンを超えるもの（平成26年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成26年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類

及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）

- 五 平成30年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する^{けん}牽引自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって車両総重量が20トンを超え22トン以下のもの（平成27年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成27年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）
- 六 平成30年1月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する車両総重量が13トンを超える^{けん}牽引自動車及び被^{けん}牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超え20トン以下のもの（平成28年2月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成28年1月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）
- 七 平成29年1月31日（軽自動車にあつては平成30年1月31日）以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（被^{けん}牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トン以下のもの（平成27年9月1日（軽自動車にあつては平成28年2月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあつては平成28年1月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）
- 八 平成30年8月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する^{けん}牽引自動車に限る。）であって車両総重量が13トンを超えるもの（平成26年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成26年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）
- 九 平成29年1月31日以前に製作された被^{けん}牽引自動車（最高速度25キロメートル毎時以下の自動車に^{けん}牽引される被^{けん}牽引自動車、平成27年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）
- 3 次に掲げる二輪自動車については、細目告示第61条の2第2項及び別添53の規定にかか

わらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第61条の2第2項及び別添53の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車
- 二 令和5年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 国土交通大臣が定める自動車
- 4 次に掲げる二輪自動車については、細目告示第61条の2第2項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第3改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。
 - 一 令和10年8月31日以前に製作された二輪自動車
 - 二 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和10年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と緊急制動表示灯の型式が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和12年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの